

道路占用の手引 (道路占用の許可基準)

○道路は、広く、正しく、きれいに使いましょう○

道路（上空や地下も含む。）に物件を設置する場合（道路占用という。）は、道路法の規定に基づき、道路管理者（広島市長）の許可が必要となります。また、道路に設置することができる占用物件は限定されており、この限定された占用物件でも、一定の許可基準に適合しなければ許可を受けることができません。（なお、道路占用が道路交通法の適用を受けるものであるときは、別途、所轄警察署長へ道路使用許可申請が必要となります。）

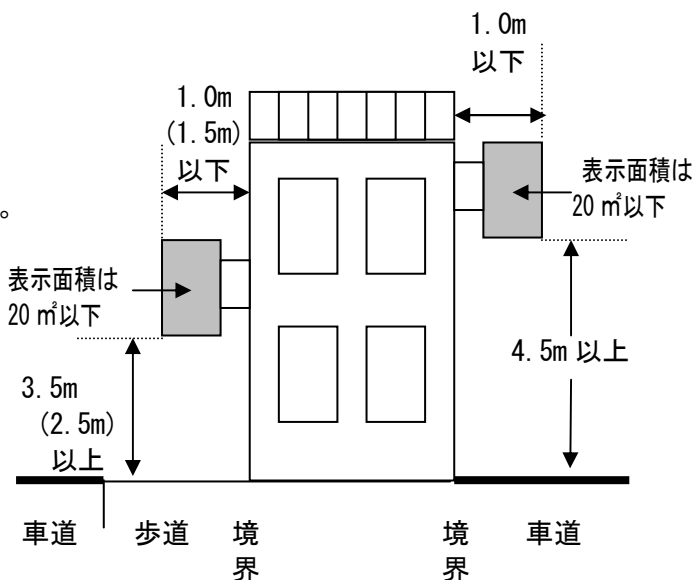
つき だし かん ばん
突 出 看 板

○ 占用場所

- ・ 建造物から道路上に突き出す看板の高さは、歩道上では3.5m以上（やむを得ないと認められるときは2.5m以上）、車道上では4.5m以上とすること。
- ・ 突出し幅は、境界線から1.0m以下（歩道上でやむを得ないと認められるときは1.5m以下）とすること。

○ 表示面積の制限

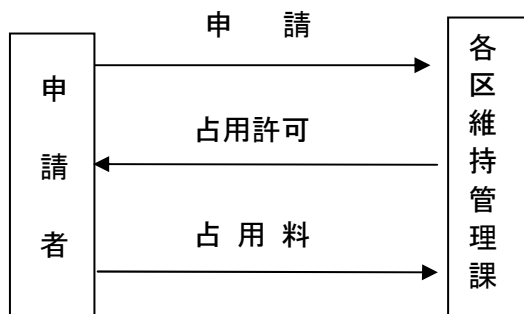
- ・ 表示面積は、20㎡以下とすること。



◆ 占用の手続き

占用許可申請に必要な書類

1. 申請書
2. 添付図面
付近見取図
平面図
断面図 等



◆ 申請及び問い合わせ先

中区維持管理課	〒730-8587	中区国泰寺町一丁目4番21号	Tel (082) 504-2576 (直通)
東区維持管理課	〒732-8510	東区東蟹屋町9番38号	Tel (082) 568-7739 (直通)
南区維持管理課	〒734-8522	南区皆実町一丁目5番44号	Tel (082) 250-8956 (直通)
西区維持管理課	〒733-8530	西区福島町二丁目2番1号	Tel (082) 532-0946 (直通)
安佐南区維持管理課	〒731-0193	安佐南区古市一丁目33番14号	Tel (082) 831-4957 (直通)
安佐北区維持管理課	〒731-0292	安佐北区可部四丁目13番13号	Tel (082) 819-3941 (直通)
安芸区維持管理課	〒736-8501	安芸区船越南三丁目4番36号	Tel (082) 821-4921 (直通)
佐伯区維持管理課	〒731-5195	佐伯区海老園二丁目5番28号	Tel (082) 943-9737 (直通)